

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
11	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者物価高騰対策支援事業	①新型コロナウイルスの影響に加え、昨今の燃料・原材料費の高騰により厳しい経営環境に置かれている交通事業者を支援し、地域公共交通の維持・継続を図る。 ②バス・タクシー：車両維持のため発生するメンテナンス費用(エンジンオイル、エアクリーナー交換等)相当額及びタイヤ購入費用、第三セクター鉄道事業者：動力費等の増加分 ③(1)・高速・空港連絡バス車両及び貸切バス車両 1台34,000円×222台＝7,548千円 ・路線バス車両1台66,000円×225台＝14,850千円 ・タクシー1台16,000円×542台＝8,672千円 合計31,070千円≒32,000千円×1/2＝16,000千円 (2)第三セクター鉄道事業者2社の直近の会計年度における動力費及び営業費の増加額(定額)10,000千円 (1)＋(2) 26,000千円 ④バス・タクシー事業者、第三セクター鉄道事業者	R6.4	R7.3
12	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	夢みなとタワー管理委託費(物価高騰対応)	①鳥取県立夢みなとタワーの令和6年度の指定管理委託料について、急激な人件費・物価高騰等へ対応する。 ②委託料 ③人件費 4,111千円 その他の事業費 2,746千円 光熱費 7,096千円 ④一般社団法人鳥取県観光事業団(鳥取県立夢みなとタワー指定管理者)	R6.4	R7.3
13	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	多文化共生推進事業(物価高騰対応)	①ウクライナ避難民は、コロナ禍における物価高騰等に伴う生活困窮者であることから、ウクライナ避難民の生活支援を行うために生活や言語等に係る支援体制を整備する。 ②使用賃借料(賃貸料)、帰国旅費(交通費)等 ③賃貸料等552千円、帰国旅費300千円 ④ウクライナ避難民	R6.4	R7.3
14	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	コミュニティ・ドライブ・シェア(鳥取型ライド・シェア)推進事業(物価高騰対応)	①バス・タクシー事業者と住民ドライバーの協働型の交通システム構築や住民共助型の共助運送、市町村によるデマンドバス運行など、住民・地域・行政の共創による地域公共交通の維持・確保を図る。 ②運行経費(人件費、燃料費等)・車両購入費、運行管理システム等の導入経費等、二種免許取得経費、広報経費など ③補助対象事業者への所要額調査による ●交通事業者等と住民ドライバーとの協働型 36,295千円 ・運転業務に従事する住民を確保するため支給する奨励金(新規2.5万円/人、継続5千円/人)、支度金及び住民の自家用車の車両整備に要する費用の補助(補助率1/2) ・協働型自家用有償旅客運送に係る経費の補助(補助率1/2) ・協働型自家用有償旅客運送に用いる車両購入費の補助(補助率：1/3(市町村が運行主体)、1/2(NPO等が運行主体)) ・協働型自家用有償旅客運送の効率性等を高めるシステムの導入検討費等の補助(補助率：1/2) ・遠隔点呼の機器・システム等に必要な経費の補助(補助率：1/2) ●住民共助型 22,534千円 ・NPO等自家用有償旅客運送の補助対象路線又は区域ごとにかかる経費の補助。ただし、経費の8/10(無償の試験運行時は10/10)を限度とする。(補助率：1/2) ・NPO等自家用有償旅客運送に用いる車両購入費の補助(補助率：1/2) ・NPO等自家用有償旅客運送の効率性等を高めるシステムの導入検討費等の補助(補助率：1/2) ●市町村主体型 353,690千円 ・市町村内の路線又は区域運行に係る経費の補助(補助率：1/2) ・増便、路線新設・延伸に伴い増備する車両の購入費の補助 ・市町村内の路線を3年以上運行、原則車齢10年以上又は走行距離10万キロメートル以上の車両の代替車両の購入費の補助(補助率：1/3) ・自家用有償旅客運送又は乗合バス、乗合・乗用タクシーと連携するマイクロモビリティの導入検討費等の補助(補助率：1/2) ・市町村内バス等運送の効率性等を高める運送サービスシステムの導入検討費等の補助(補助率：1/2) ・乗用タクシー助成事業に係る経費の補助(補助率：1/2) ●事業者無償運送活用型 1,000千円 交通事業者以外が運行する送迎車両の実態調査費、空席を活用した無償旅客輸送利用者の傷害保険料等の補助(補助率：1/2) ●交通事業者主導型 39,150千円 ・バス事業者のドライバー確保に係る費用の補助(補助率：1/3) ・バスドライバーの求人イベント、バス営業所見学などの開催、出展に要する費用の補助(補助率：2/3) ・タクシー事業者のドライバー確保に係る費用の補助(補助率：10/10) ・県外からのドライバー確保等に要する経費の補助(補助率：2/3) ・ドライブレコーダーなど自家用車ドライバーの運行等に要する経費の補助(補助率：2/3) ・共同配車システムや配車予約アプリの導入検討費及び導入費用の補助(補助率：1/6) ・補助等の事務に必要な消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、委託費、旅費の補助(補助率：10/10) ④市町村、県バス協会、タクシー事業者、ハイヤータクシー協会	R6.4	R7.3
15	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	鳥取砂丘コナン空港光熱費高騰対策事業	①コロナ禍等の影響により全国的に電気・ガス代の高騰が続き、空港施設においても光熱費が増加していることから、運営費交付金を増額することにより、航空機の安全運航と空港を拠点とした賑わいづくりの創出を図る。 ②電気・燃料価格等の高騰に伴い、空港施設の光熱費の高騰分を支援する。 ③令和5年度電気料金(試算)－令和元年度(コロナ影響前)電気料金実績 (1) 航空灯火(滑走路)：令和5年度電気料金(試算)10,257,280－令和元年度(コロナ影響前)電気料金実績5,310,048＝4,947,232(円)・・・A (2) 国際線ターミナル・中央部ターミナルビル(テナント関連除く)：令和5年度電気料金(試算)27,688,933－令和元年度(コロナ影響前)電気料金実績13,093,784＝14,595,149(円)・・・B A＋B＝4,947,232＋14,595,149＝19,542,381(円)≒19,542千円 ④鳥取砂丘コナン空港	R6.4	R7.3
16	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	文化芸術拠点施設運営費(物価高騰対応分)	①県立文化施設の指定管理経費について、物価上昇等相当額を管理料に加算し、公共施設の適切かつ安定的な運営に資する。 ②委託料 ③施設数：4施設、対象：光熱費等増加分34,759千円、人件費増加分18,588千円、その他経費増加分15,023千円 ④対象施設の指定管理者	R6.4	R7.3

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
17	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	鳥取県立人権ひろば21管理運営費(物価高騰対応)	①公の施設の適切な管理運営を図るため、物価高騰相当額の指定管理料を増額する。 ②指定管理料(うち、光熱費、人件費等の物価高騰分) ③光熱費等7千円、人件費増加分1,947千円、その他経費増加分200千円 ④鳥取県立人権ひろば21	R6.4	R7.3
18	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	スポーツ推進基盤運営費(物価高騰対応)	①コロナ禍の影響等により全国的に電気・ガス代の高騰が続き、県立の指定管理施設においても光熱費の支払額が増加していることから、公の施設に支援を行うことで、施設の安定運営及び県民福祉の向上を図る。 ②委託料(うち、光熱費、人件費等の物価高騰分) ③光熱費等増加分17,697千円、人件費増加分11,853千円、その他経費増加分7,704千円 ④交付対象者＝指定管理者、対象施設＝7施設(鳥取県産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール、倉吉体育文化会館、米子産業体育館、武道館、ライフル射撃場、東山水泳場、障がい者体育センター)	R7.3	R7.3
19	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	青谷かみじち史跡公園運営管理費(物価高騰対応)	①県立文化財施設の指定管理費に物価上昇等相当額を管理料に加算し、公共施設の適切かつ安定的な運営に資する。 ②委託料 ③施設数: 1施設、対象: 人件費増加分3,997千円、その他経費増加分1,361千円 ④対象施設の指定管理者	R6.4	R7.3
20	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	むきばんだ史跡公園運営費(物価高騰対応)	①県立文化財施設の指定管理費に物価上昇等相当額を管理料に加算し、公共施設の適切かつ安定的な運営に資する。 ②委託料 ③施設数: 1施設、対象: 光熱費等増加分487千円、人件費増加分7,308千円、その他経費増加分1,793千円 ④対象施設の指定管理者	R6.4	R7.3
21	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	鳥取県立福祉人材研修センター管理運営委託費(人件費、物価高騰対応)	①県立施設の物価上昇による光熱費増額費用、施設職員の処遇改善費用、物価高騰による事務経費を施設管理者へ支給する。 ②光熱費高騰費用、施設職員処遇改善費用、物価高による事務費増額分 ③光熱費高騰: 2,177千円 施設職員処遇改善: 1,219千円 事務費増額: 996千円 ④鳥取県立福祉人材研修センター指定管理者	R6.4	R7.3
22	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	生活困窮者光熱費等支援事業	①物価高騰が継続していることから、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者に対し、当面の生活を維持し、自立に向けた活動が円滑に行われるよう、緊急的な支援を実施する。 ②補助金 ③1世帯当たり補助基準額: 5千円(昨年度からの電気料金上昇分1.67千円×3月分) 27,000世帯×5千円×1/2(補助率)＝67,500千円 ④市町村、生活困窮者	R6.4	R7.3
23	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	家計負担激変緩和対策事業	①物価高騰が継続していることから、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者に対し、当面の生活を維持し、自立に向けた活動が円滑に行われるよう、緊急的な支援を実施する。 ②補助金 ③1世帯当たり補助基準額: 10千円(昨年度からの電気料金上昇分1.5千円×6月分) 40,000世帯×10千円×1/2(補助率)＝200,000千円 ④市町村、生活困窮者	R6.7	R7.3

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
24	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関・高齢者施設等物価高騰対策支援事業(高齢者施設)	①原油価格・物価高騰に伴い光熱費や給食費等の支出の負担が急激に増えている状況を踏まえ、物価高騰への対応が盛り込まれた令和6年6月の診療報酬等の改定が行われるまでの臨時的措置として、県内高齢者福祉施設に対して応援金を支給する。 ②報償費 ③対象:150事業所(単価:(訪問系)1事業所あたり30千円～50千円、(通所系)1事業所あたり35千円+定員1人あたり2千円加算) ④鳥取県内に所在する高齢者福祉サービス事業所(訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション)を運営する法人	R6.4	R6.6
25	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関・高齢者施設等物価高騰対策臨時支援事業(医療機関等)	①物価高騰に伴い、医療機関等において光熱費等の負担が継続している。他方、収入は原則公定価格で決まっており、高騰分を価格転嫁できないことから診療報酬等の改定(令和6年6月施行)が行われるまでの臨時的措置として支援を実施し、県民が安心、安全で質の高い医療を受けられる体制を維持する。 ②報償費 ③・病院:2,974.76千円(※)×34施設=101,142千円 ※1病院当たりの平均支給額 ・診療所(有床):187千円(※)×31施設=5,797千円 ※1診療所当たりの平均支給額 ・診療所(無床・歯科):70千円(定額)×635施設=44,450千円 ・助産所:25千円(定額)×17施設=425千円 ・歯科技工所:25千円(定額)×73施設=1,825千円 ④県内の病院、診療所(歯科含む)、助産所、歯科技工所	R6.4	R6.5
26	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策支援事業(医療機関)※薬局分	①エネルギー等の価格高騰が継続しているが、医療機関等は国が定める公的価格(診療報酬等)により経営が行われており高騰分を価格転嫁することができないことから緊急的な支援を実施し、安心・安全で質の高い医療の提供を維持する。 ②報償費 ③薬局:25千円×273施設=6825千円 ④県内の薬局 ※保険薬局に限る	R6.4	R6.6
27	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	県立こどもの国物価高騰対策支援事業	①公の施設の適切な管理運営を図るため、物価高騰相当額の指定管理料を増額する。 ②指定管理料(うち、光熱費、人件費等の物価高騰分) ③光熱費増加分1,790千円、人件費増加分6,662千円、修繕経費等の施設管理関係経費増加分3,004千円 ④鳥取県立こどもの国	R6.4	R7.3
28	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	子ども家庭部児童関係施設光熱水費(物価高騰対応)	①コロナ禍による物価高騰対策を実施し、適切な児童福祉環境を確保する。 ②光熱水費高騰分 ③光熱費増加分11,901千円 ④子ども家庭部所管県立児童福祉施設(福祉相談センター、喜多原学園、総合療育センター、皆成学園、鳥取療育園、中部療育園)	R6.4	R7.3
29	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	子ども食堂運営費高騰対策支援事業	①物価高騰の影響を受けているこどもの居場所(子ども食堂)に対して、光熱水費や食料費の引き上げにより上昇した運営費の一部を補助することにより、子ども食堂の運営を支援する。 ②会場に要する経費、食事提供に要する経費 ③光熱水費10479円、食料費23,188円の合計34千円(千円未満切上げ) 34千円(1施設あたり)×55箇所 ④子ども食堂等実施団体	R6.4	R7.3
30	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立学校等物価高騰対策支援事業	①物価高騰が長期化し、厳しい運営環境にある県内の私立中学校及び高等学校、各種学校等について、必要な予算措置を講じること、学びの継続を支援する。 ②報償費 ③ ■学校規模に応じた定額支援 高等学校(大規模) 1,000千円×3校 高等学校(中規模) 500千円×2校 高等学校(小規模) 200千円×3校 中学校 200千円×3校 ■学校寮を設置している私立高等学校分 250千円/校×5校=1,250千円 ■各種学校分 自動車学校100千円/校×9校+その他各種学校50千円/校×4校=1,100千円 ■フリースクール分 50千円/施設×7施設=350千円 合計7,900千円 ④私立中学校及び高等学校、学校寮を設置している私立高等学校、各種学校及びフリースクールの設置者	R6.4	R7.3

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
31	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス料金高騰対策支援事業	①LPガス料金が高騰しているため、LPガス販売事業者を通じて一般消費者等の負担軽減を図る。 ②LPガス料金値下げを行う事業者への値下げ相当額の補助金 ③1契約当たり375円×最大15万契約 ④LPガス料金値下げを行うLPガス販売事業者	R6.4	R6.9
32	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	氷ノ山自然ふれあい館管理運営事業(物価高騰対応)	①物価上昇による、人件費、光熱費等の上昇に対し支援を行い事業体の負担を軽減する。 ②人件費、光熱費、修繕費 ③人件費増加分1,733千円+修繕費増加分730千円+光熱費増加分1,269千円 ④氷ノ山自然ふれあい館	R6.4	R7.3
33	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	公衆浴場原油価格高騰対策事業	①物価高騰の影響による燃料費・電気料金の高騰を、物価統制令による入浴料金の指定があり価格に転嫁できない一般公衆浴場に対し燃料費・電気料金の助成を行い、適切な管理運営の確保を図る。(市町村間接補助金) ②浴場運営に使用した燃料費・電気料金高騰対策として市町村が一般公衆浴場に対する補助に要した経費への補助金 ③875千円 【補助金1】 小計288千円 12.5千円×2施設、37.5千円×3施設、75千円×2施設 一般公衆浴場の年間電気使用量に応じた以下の額について市町村が補助を行った額の1/2の額 (ア)100,000kWh以上 150千円／浴場 対象見込2浴場 (イ)50,000kWh以上 75千円／浴場 対象見込3浴場 (ウ)50,000kWh未満 25千円／浴場 対象見込2浴場 【補助金2】 小計587千円 39千円×3施設、83千円×1施設、387千円×1施設 一般公衆浴場の令和6年4月1日から同年6月30日までに負担した燃料費等(湯の加温に要する電気料金を含む。)について1施設775千円以内で市町村が補助を行った額の1/2の額 ④一般公衆浴場を営む事業者	R6.4	R6.8
34	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	クリーニング業燃料費高騰対策事業	①新型コロナウイルス感染症の影響による顧客減に加え、経費に占める燃料費の割合が高く、燃料費高騰の影響を特に大きく受けているクリーニング業を支援する。 ②燃料費(重油、灯油)の購入費用のうち高騰分(3か月分を限度)への補助金 ③2,725千円 25千円×109施設 使用している燃料に応じ、重油31円/リットル、灯油34円/リットル(令和5年1月価格と令和2年度の平均価格の差額)を使用量に乘じた額の1/2の額(1クリーニング所あたり上限25千円)。 ④県内でクリーニング所(取次所を除く)を開設している事業者	R6.4	R6.8
35	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	都市公園管理費(人件費、物価及び光熱費の高騰対策経費)	①急激な人件費・物価高騰等により県立の指定管理施設においても当該費用の支払額が増加していることから、指定管理料に当該費用の高騰分を加算して支援を行うことにより、施設の安定運営及び県民福祉の向上を図る。 ②委託料 ③各施設の人件費・物価高騰等について、民間給与実態調査、鳥取県消費者物価指数の伸び率等を反映して算出した額を増額する。 13,495千円(施設平均)×3施設＝40,485千円 ④県指定管理施設(3施設)	R6.4	R7.3
36	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	大山自然歴史館管理運営費(物価高騰対応)	①物価上昇への対応等として、施設における人件費、光熱費等の増加相当額を措置し、指定管理者の負担軽減を図ることで、充実した施設運営の実施に寄与することを目的とする。 ②委託料 ③人件費増加分1,820千円+その他事業費増加分892千円+光熱費増加分275千円 ④指定管理者・鳥取県立大山自然歴史館	R6.4	R7.3
37	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	特別高圧電力料金高騰対策支援事業(重点交付金分)	①電気代等のエネルギー価格高騰に対する国の支援制度の対象外となっている特別高圧電力契約利用事業者(県内中小事業者等)を対象に支援を行う。 ②補助金 ③48,000千円(1事業者あたり3,000千円×16事業者(非テナント入居者分))+2,000千円(テナント入居者分) ④特別高圧電力供給契約を行っている県内中小事業者等(大企業等は除く。)	R6.4	R6.10

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
38	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	エネルギー・原材料価格高騰対策特別金融支援事業	①エネルギー・原材料価格の高騰による影響を受ける県内中小企業者の資金繰りを支援する。 ②補助金 ③融資実行想定額15億円(最長3年間市町村と協調して最大無利子化を行うと想定して算出) 融資実行内容を10年返済、据置なし(120回返済)、元金均等返済と仮定し、融資実行時期を融資枠15億円各月均等に融資されたと仮定して、各月末の残高に補助率0.715%を乗じて算出 ④エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けた県内中小企業者等(市町村を通じた間接補助)	R6.4	R6.6
39	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	円安緊急対策特別金融支援事業	①円安によるエネルギー・原材料価格の高騰による影響を受ける県内中小企業者の資金繰りを支援する。 ②補助金 ③融資実行想定額15億円(最長3年間市町村と協調して最大無利子化を行うと想定して算出) 融資実行内容を10年返済、据置なし(120回返済)、元金均等返済と仮定し、融資実行時期を融資枠15億円各月均等に融資されたと仮定して、各月末の残高に補助率0.715%を乗じて算出 ④エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けた県内中小企業者等(市町村を通じた間接補助)	R6.7	R6.9
40	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	為替相場急変緊急対策特別金融支援事業	①為替市場の乱高下によるエネルギー・原材料価格の高騰による影響を受ける県内中小企業者の資金繰りを支援する。 ②補助金 ③融資実行想定額15億円(最長3年間市町村と協調して最大無利子化を行うと想定して算出) 融資実行内容を10年返済、据置なし(120回返済)、元金均等返済と仮定し、融資実行時期を融資枠15億円各月均等に融資されたと仮定して、各月末の残高に補助率0.715%を乗じて算出 ④エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けた県内中小企業者等(市町村を通じた間接補助)	R6.9	R6.12
41	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	企業自立サポート事業(制度金融費)(物価高騰対応)	①エネルギー・原材料価格の高騰による影響を受ける県内中小事業者の資金繰りを支援する。 ②補助金 ③融資実行想定額180億円と想定して必要となる最長3年間の市町村と協調した利子補助額(84,165千円)、金融機関への利子補助額(39,524千円)及び信用保証協会への信用保証料補助額(74,189千円)を算出 (その他金額427,002千円については物価高騰対策以外の中小企業支援のための融資に係る額) ④エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けた県内中小企業者等(市町村を通じた間接補助)、金融機関及び信用保証協会	R6.4	R7.3
42	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	物価高騰に立ち向かう経営力向上・賃上げ事業者支援事業	①コロナ禍等の影響による物価高騰に負けることなく賃金上げを実施できる県内経済の基盤を構築する。 ②補助金 ③2,000千円×150事業者＝300,000千円 ④県内に主たる事業所を有する中小企業者等	R6.4	R7.3
43	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	持続的な経営力向上・賃上げ事業者支援事業(物価高騰対応)	①コロナ禍等の影響による物価高騰に負けることなく賃金上げを実施できる県内経済の基盤を構築する。 ②補助金 ③2,000千円×100事業者＝200,000千円 ④県内に主たる事業所を有する中小企業者等	R6.7	R7.3
44	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	とっとりバイオフロンティア管理運営事業(物価高騰対応)	①バイオフロンティアの運営に係る物価高騰分を支援することで、適切な管理の実現を図り、もって関連する中小企業の円滑な支援を実現する。 ②委託料(うち、光熱水費、人件費等の物価高騰分) ③指定管理料89,949千円(うち交付対象経費5,979千円:光熱水費高騰分1,656千円、人件費高騰分2,163千円、その他経費高騰分2,160千円)、賃借料440千円、施設修繕事業41,574千円 ④とっとりバイオフロンティア	R6.4	R7.3

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
45	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	とっとり花回廊管理運営委託費(物価高騰対応)	①物価高騰に伴う指定管理施設の光熱費等の負担軽減 ②光熱費、人件費及びその他経費の高騰額 ③光熱費増額14,156千円、人件費増額30,319千円、その他経費増額18,890千円 ④とっとり花回廊	R6.4	R7.3
46	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	鳥取二十世紀梨記念館管理運営委託費(物価高騰対応)	①物価高騰に伴う指定管理施設の光熱費等の負担軽減 ②光熱費、人件費及びその他経費の高騰額 ③光熱費増額2,703千円、人件費増額4,635千円、その他経費増額4,076千円 ④鳥取二十世紀梨記念館	R6.4	R7.3
47	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	土地改良区支援等事業(農業水利施設省エネルギー化推進対策)(物価高騰対応)	①農業水利施設は維持管理費に占める電力料の割合が大きく、電力料高騰による影響を受けやすい農業水利施設の省エネ化を進め、エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの転換を促すとともに、エネルギー価格高騰による影響を緩和し、農業水利施設の機能の安定的な発揮を図る。 ②令和2年度から令和5年度の平均価格に対する令和6年度の電気代高騰分の5割を支援 ③令和2年度から令和5年度の平均価格に対する令和6年度の電気代高騰分(4～9月)の5割を支援。昨年度補助した組織の実績高騰額×50%×想定高騰率1.8/R5高騰率1.3×安全率1.3＝2,198千円×0.5×1.4×1.3≒2,000千円 ④農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減に1項目以上取組み、エネルギー消費量の10%削減を目指す土地改良区等	R6.4	R6.9
48	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	土地改良区支援等事業(農業水利施設省エネルギー化推進対策)(物価高騰対応)	①農業水利施設は維持管理費に占める電力料の割合が大きく、電力料高騰による影響を受けやすい農業水利施設の省エネ化を進め、エネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの転換を促すとともに、エネルギー価格高騰による影響を緩和し、農業水利施設の機能の安定的な発揮を図る。 ②令和2年度から令和5年度の平均価格に対する令和6年度の電気代高騰分の5割を支援 ③令和2年度から令和5年度の平均価格に対する令和6年度の電気代高騰分(4～9月)の5割を支援。昨年度補助検討された組織の試算高騰率による高騰額×50%＝19,970千円×0.5≒10,000千円 ④農業水利施設の省エネルギー化及びコスト削減に1項目以上取組み、エネルギー消費量の10%削減を目指す土地改良区等	R6.4	R6.9
49	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産経営緊急救済事業	①令和4年から急騰した輸入飼料価格や令和6年1～3月期以降の配合飼料価格安定基金の補てん金の発動がない等により増大した経費により、今後更に経営の悪化が見込まれることから、緊急的に支援をすることにより、本県の畜産経営の継続を図る。 ②(酪農家)令和3年度の1頭あたりの飼料価格を基準として、基準価格を超えた飼料代の一部を支援※配合飼料価格安定制度で補填される額を除く。 (養鶏農家)飼料価格の高騰により経営が悪化している農家について、配合飼料安定制度で補填される上限を超える農家負担の一部を支援。 (養豚・肉用牛)牛・豚マルキンで経営補償されない1割部分を支援。 ③(酪農家)単価104円/日・頭×対象頭数6100頭×365日補助率1/2≒115,779千円 (養鶏農家)単価 4～6月 6円/羽×4725千羽(出荷羽数換算)×1/3＝9,450千円 7～3月 21円/羽×14175.6千羽×1/3＝99,229千円 (養豚・肉用牛)4～6月黒毛和種:7714円×825頭×1/2＝3,182千円 交雑種:2984円×375頭×1/2＝560千円 乳用種:4417円×700頭×1/2＝1546千円 豚 70円×33000頭×1/2＝1155千円 7～3月黒毛和種:8213円×2475頭×1/2＝10163千円 交雑種:2707円×1125頭×1/2＝1523千円 乳用種:2565円×2100頭×1/2＝2693千円 豚 314円×99000頭×1/2＝15543千円 酪農115,779千円＋養鶏108,679千円＋養豚・肉用牛36,365千円＝260,823千円 ④(酪農家)大山乳業農業協同組合(団体を通じた酪農家への支援) (養鶏農家)鳥取県養鶏協会等(団体を通じた養鶏農家への支援) (養豚・肉用牛)(公社)鳥取県畜産推進機構(団体を通じた養豚・肉牛農家への支援)	R6.4	R7.3
50	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	和子牛価格緊急対策事業	①飼料価格の高騰に加え、これまでにない和子牛価格の急落により、和牛繁殖農家の経営環境は急激に悪化していることから、緊急的な経営支援を行い本県の和牛生産の維持発展を図る。 ②県内和牛繁殖農家の再生産が可能となるよう、鳥取県の和子牛平均価格が発動基準(60万円)を下回った場合、国の補てんを除く差額の一部を支援する。 ③単価 57,356円、対象頭数 2,400頭、補助率3/4 ④(公社)鳥取県畜産推進機構(団体を通じた和牛繁殖農家への支援)	R6.4	R7.3

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
51	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	自給飼料生産確保対策事業(物価高騰対応)	①飼料価格高騰等の影響を受けにくい生産体制の強化を図り、畜産農家の負担軽減・経営維持を支援する。 ②(ア)未利用資源のフィールド試験にかかる経費、(イ)自給飼料生産にかかる機械導入経費、(ウ)新規飼料生産組織設立の機械借り上げ料、(エ)オペレーターの技能習得に係る経費 補助率:(ア)、(ウ)、(エ):1/2、(イ):1/3 ③(ア)添加剤装置の開発、調整試験 500千円、(イ)機械導入 29,600千円 (ウ)機械借り上げ料 2,448千円、(エ)技能講習料 124千円 (ア)×1/2=250千円+(イ)×1/3=9,867千円+(ウ)×1/2=1,224千円+(エ)×1/2=62千円=11,403千円 ④(ア)大山乳業農業協同組合、(イ)作業受託団体、JA、(ウ)JA (エ)飼料生産組織	R6.4	R7.3
52	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	とっとり出合いの森管理運営事業(物価高騰対応)	①物価高騰に伴う指定管理施設の光熱費等の負担軽減 ②光熱費、人件費及びその他経費の高騰額 ③光熱費増額556千円、人件費増額1,734千円、その他経費増額1,045千円 ④とっとり出合いの森	R6.4	R7.3
53	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	二十一世紀の森管理運営事業(物価高騰対応)	①物価高騰に伴う指定管理施設の光熱費等の負担軽減 ②光熱費、人件費及びその他経費の高騰額 ③光熱費増額165千円、人件費増額1,035千円、その他経費増額106千円 ④県立二十一世紀の森	R6.4	R7.3
54	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	とっとり賀露かっこ館管理運営事業(物価高騰対応)	①物価高騰に伴う指定管理施設の光熱費等の負担軽減 ②光熱水費及び人件費の物価高騰相当額 ③光熱水費955千円、人件費3,632千円、その他経費586千円 ④とっとり賀露かっこ館	R6.4	R7.3
55	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	がんばる漁業者支援事業(物価高騰対応)	①物価高騰の影響を受ける県内漁業者の漁業経営改善を支援するため、物価高騰対策予算により対策を講じる。 ②省エネ機関、漁船用LEDの導入 ③2,535,363円=894,031(省エネ機関補助)+333,333(漁船用LED補助)+1,307,999(その他機器) ④以下の条件を満たす県内漁業者 ・20t未満の漁船漁業者 ・65歳以下の者(過去3年間に90日以上の出漁実績がある場合は、70歳以下) ・補助事業完了後、財産処分期間内は継続して90日/年以上出漁することを誓約する者	R6.4	R7.3
56	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	境漁港指定管理料※光熱費高騰分	①公の施設の適切な管理運営を図るため、物価高騰相当額の指定管理料を増額する。 ②指定管理料(うち、光熱費、人件費等の物価高騰分) ③光熱費増加分472千円、その他経費増加分83千円 ④境漁港	R6.4	R7.3
57	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	みなとさかい交流館管理運営費※光熱費高騰分	①公の施設の適切な管理運営を図るため、物価高騰相当額の指定管理料を増額する。 ②指定管理料(うち、光熱費、人件費等の物価高騰分) ③光熱費増加分3,033千円、人件費増加分1,351千円、その他経費増加分5,638千円 ④みなとさかい交流館	R6.4	R7.3

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
58	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	県立学校裁量予算事業(高等学校運営費)	①県立高等学校施設における物価高騰対策による適切な教育環境の確保 ②光熱費の高騰分 ③県立学校施設全体における、R3年度からの高騰見込額(R6とR3の差額)をR4年度実績で按分。 176,670千円(県立学校施設全体のR3年度からの高騰見込額)×329,911千円(県立高等学校24校のR4実績)÷425,822千円(県立学校施設全体のR4年度実績)=136,878千円(R6年度の県立高等学校24校への配分額) ④県立高等学校24校	R6.4	R7.3
59	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	県立学校裁量予算事業(特別支援学校運営費)	①県立特別支援学校施設における物価高騰対策による適切な教育環境の確保 ②光熱費の高騰分 ③県立学校施設全体における、R3年度からの高騰見込額(R6とR3の差額)をR4年度実績で按分。 176,670千円(県立学校施設全体のR3年度からの高騰見込額)×82,481千円(県立特別支援学校8校のR4実績)÷425,822千円(県立学校施設全体のR4年度実績)=34,221千円(R6年度の県立特別支援学校8校への配分額) ④県立特別支援学8校	R6.4	R7.3
60	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	高等学校寄宿舎運営費(物価高騰対応)	①県立高等学校の学生寮における物価高騰対策による適切な教育環境の確保 ②光熱費の高騰分 ③県立学校施設全体における、R3年度からの高騰見込額(R6とR3の差額)をR4年度実績で按分。 176,670千円(県立学校施設全体のR3年度からの高騰見込額)×8,387千円(県立高等学校の学生寮3校のR4実績)÷425,822千円(県立学校施設全体のR4年度実績)=3,479千円(R6年度の県立高等学校の学生寮3校への配分額) ④県立高等学校の学生寮3校	R6.4	R7.3
61	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	特別支援学校寄宿舎運営費(物価高騰対応)	①県立特別支援学校の学生寮における物価高騰対策による適切な教育環境の確保 ②光熱費の高騰分 ③県立学校施設全体における、R3年度からの高騰見込額(R6とR3の差額)をR4年度実績で按分。 176,670千円(県立学校施設全体のR3年度からの高騰見込額)×5,043千円(県立特別支援学校の学生寮2校のR4実績)÷425,822千円(県立学校施設全体のR4年度実績)=2,092千円(R6年度の県立特別支援学校の学生寮2校への配分額) ④県立特別支援学校の学生寮2校	R6.4	R7.3
62	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	船上山少年自然の家運営費(物価高騰対応)	①公の施設の適切な管理運営を図るため、物価高騰相当額の指定管理料を増額する。 ②指定管理料(うち、光熱費、人件費等の物価高騰分) ③光熱費増加分931千円、人件費増加分1,711千円、その他経費増加分1,054千円 ④船上山少年自然の家	R6.4	R7.3
63	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	大山青年の家運営費(物価高騰対応)	①公の施設の適切な管理運営を図るため、物価高騰相当額の指定管理料を増額する。 ②指定管理料(うち、光熱費、人件費等の物価高騰分) ③光熱費増加分1,074千円、人件費増加分1,711千円、その他経費増加分992千円 ④大山青年の家	R6.4	R7.3
64	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	生涯学習センター運営費(物価高騰対応)	①公の施設の適切な管理運営を図るため、物価高騰相当額の指定管理料を増額する。 ②指定管理料(うち、光熱費、人件費等の物価高騰分) ③光熱費増加分1,540千円、人件費増加分3,289千円、その他経費増加分1,736千円 ④県立生涯学習センター	R6.4	R7.3

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
65	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校給食費等負担軽減事業	①食材等の価格高騰が続く中、学校給食費、寄宿舎食費を引き上げざるを得ない県立学校の給食業務委託事業者等に対して、学校給食費等の引上げ額を支援することにより保護者の負担軽減を図る。 ②補助金 ③食材等の高騰に伴う学校給食費等の保護者負担増額分(教職員等分は除く) 3,000千円 ④県立学校の給食調理業務委託事業者等	R6.4	R6.8
66	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者物価高騰対策支援事業(R6補正分)	【No.67と2行に分けて記載】 ①燃料・原材料費の高騰により厳しい経営環境に置かれている交通事業者を支援し、地域公共交通の維持・継続を図る。 ②バス・タクシー・車両維持のため発生するメンテナンス費用(エンジンオイル、エアクリナー交換等)相当額及びタイヤ購入費用、第三セクター鉄道事業者:動力費等の増加分 ③(1)・バス車両1台35,000円×451台＝15,785千円 ・ジャンボタクシー(集合)1台16,000円×5台＝80千円 ・タクシー1台16,000円×540台＝8,640千円 合計24,505千円≒25,000千円 (2)第三セクター鉄道事業者2社の直近の会計年度における動力費及び営業費の増加額(定額)9,000千円 (1)+(2) 34,000千円 ④バス・タクシー事業者、第三セクター鉄道事業者	R6.12	R7.4以降
67	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	交通事業者物価高騰対策支援事業(R5補正分)	【No.66と2行に分けて記載】 ①燃料・原材料費の高騰により厳しい経営環境に置かれている交通事業者を支援し、地域公共交通の維持・継続を図る。 ②バス・タクシー・車両維持のため発生するメンテナンス費用(エンジンオイル、エアクリナー交換等)相当額及びタイヤ購入費用、第三セクター鉄道事業者:動力費等の増加分 ③(1)・バス車両1台35,000円×451台＝15,785千円 ・ジャンボタクシー(集合)1台16,000円×5台＝80千円 ・タクシー1台16,000円×540台＝8,640千円 合計24,505千円≒25,000千円 (2)第三セクター鉄道事業者2社の直近の会計年度における動力費及び営業費の増加額(定額)9,000千円 (1)+(2) 34,000千円 ④バス・タクシー事業者、第三セクター鉄道事業者	R6.12	R7.3
68	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	灯油代等家計負担激変緩和対策事業(R6補正分)	【No.69と2行に分けて記載】 ①物価高騰が続いていることから、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者に対し、当面の生活を維持し、自立に向けた活動が円滑に行われるよう、緊急的な支援を実施する。 ②補助金 ③1世帯当たり補助基準額:5千円(電気等料金上昇分) 40,000世帯×5千円×1/2(補助率)＝100,000千円 ④市町村、生活困窮者	R6.12	R7.4以降
69	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援	灯油代等家計負担激変緩和対策事業(R5補正分)	【No.68と2行に分けて記載】 ①物価高騰が続いていることから、孤独・孤立に陥る危険性の高い生活困窮者に対し、当面の生活を維持し、自立に向けた活動が円滑に行われるよう、緊急的な支援を実施する。 ②補助金 ③1世帯当たり補助基準額:5千円(電気等料金上昇分) 40,000世帯×5千円×1/2(補助率)＝100,000千円 ④市町村、生活困窮者	R6.12	R7.3
70	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(障がい福祉施設) (R6補正分)	【No.71と2行に分けて記載】 ①障がい福祉施設等は、原油価格・物価高騰に伴い光熱費や給食費の支出の負担が急激に増えている一方、収入は原則公定価格で決まっており、高騰分を価格転嫁することができない。こうした状況を踏まえ、県内の障がい福祉施設を運営する事業者に対し応援金を支給する。 ②事業者に対する応援金 ③サービス種別ごとに以下のとおり算出(単価×想定施設数・定員数) ・施設入所支援:175千円×20施設+10千円×979人＝13,290千円 ・補装具貸与・販売:35千円×39施設＝1,365千円 ・療養介護・共同生活援助・宿泊型自立訓練:50千円×65施設+3千円×1,170人＝6,760千円 ・生活介護:70千円×75施設+2千円×2,121人＝9,492千円 ・その他通所系:27千円×225施設+2千円×4,274人＝14,623千円 ・訪問系:35～75千円×102施設＝4,470千円 ④障害福祉サービス事業所	R7.1	R7.4以降
71	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	社会福祉施設等物価高騰対策支援事業(障がい福祉施設) (R5補正分)	【No.70と2行に分けて記載】 ①障がい福祉施設等は、原油価格・物価高騰に伴い光熱費や給食費の支出の負担が急激に増えている一方、収入は原則公定価格で決まっており、高騰分を価格転嫁することができない。こうした状況を踏まえ、県内の障がい福祉施設を運営する事業者に対し応援金を支給する。 ②事業者に対する応援金 ③サービス種別ごとに以下のとおり算出(単価×想定施設数・定員数) ・施設入所支援:175千円×20施設+10千円×979人＝13,290千円 ・補装具貸与・販売:35千円×39施設＝1,365千円 ・療養介護・共同生活援助・宿泊型自立訓練:50千円×65施設+3千円×1,170人＝6,760千円 ・生活介護:70千円×75施設+2千円×2,121人＝9,492千円 ・その他通所系:27千円×225施設+2千円×4,274人＝14,623千円 ・訪問系:35～75千円×102施設＝4,470千円 ④障害福祉サービス事業所	R7.1	R7.3

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
72	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業(救護施設)(R6補正分)	【No.73と2行に分けて記載】 ①原油価格・物価高騰に伴う光熱費や給食費等の支出の負担増が続いている状況を踏まえ、安心・安全で質の高いサービスの提供を維持するため、県内救護施設に対して応援金を支給する。 ②報償費 ③対象:2事業所、単価:175千円/施設(10千円/定員・人を加算) ④鳥取県内に所在する救護施設を運営する法人	R7.1	R7.4以降
73	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業(救護施設)(R5補正分)	【No.72と2行に分けて記載】 ①原油価格・物価高騰に伴う光熱費や給食費等の支出の負担増が続いている状況を踏まえ、安心・安全で質の高いサービスの提供を維持するため、県内救護施設に対して応援金を支給する。 ②報償費 ③対象:2事業所、単価:175千円/施設(10千円/定員・人を加算) ④鳥取県内に所在する救護施設を運営する法人	R7.1	R7.3
74	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業(高齢者施設)(R6補正分)	【No.75と2行に分けて記載】 ①原油価格・物価高騰に伴う光熱費や給食費等の支出の負担増が続いている状況を踏まえ、安心・安全で質の高いサービスの提供を維持するため、県内高齢者福祉施設に対して応援金を支給する。 ②報償費 ③対象:1400事業所、単価:(訪問系)1事業所あたり35千円～75千円、(通所系)1事業所あたり50千円＋定員1名あたり2千円加算、(ケアマネ系)1事業所あたり35千円、(入所・準入居・居住)1事業所あたり175千円＋定員1名あたり10千円加算、(多機能)1事業所あたり150千円、(福祉用具貸与・販売)1事業所あたり35千円 ④鳥取県内に所在する高齢者福祉サービス事業所等を運営する法人	R7.1	R7.4以降
75	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業(高齢者施設)(R5補正分)	【No.74と2行に分けて記載】 ①原油価格・物価高騰に伴う光熱費や給食費等の支出の負担増が続いている状況を踏まえ、安心・安全で質の高いサービスの提供を維持するため、県内高齢者福祉施設に対して応援金を支給する。 ②報償費 ③対象:1400事業所、単価:(訪問系)1事業所あたり35千円～75千円、(通所系)1事業所あたり50千円＋定員1名あたり2千円加算、(ケアマネ系)1事業所あたり35千円、(入所・準入居・居住)1事業所あたり175千円＋定員1名あたり10千円加算、(多機能)1事業所あたり150千円、(福祉用具貸与・販売)1事業所あたり35千円 ④鳥取県内に所在する高齢者福祉サービス事業所等を運営する法人	R7.1	R7.3
76	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関・高齢者施設等物価高騰対策臨時支援事業(医療機関等)※光熱費関係(R6補正分)	【No.77と2行に分けて記載】 ①エネルギー、食料品価格等の物価高騰の長期化により、光熱費等の負担増が継続していることから、県内の医療機関に応援金を支給し、県民が安心、安全で質の高い医療を受けられる体制を維持する。 ②報償費 ③ ・病院:4,381.9千円(※)×34施設≒148,983千円 ※1病院当たりの平均支給額 ・診療所(有床):271千円(※)×30施設＝8,130千円 ※1診療所当たりの平均支給額 ・診療所(無床・歯科):100千円(定額)×639施設＝63,900千円 ・助産所:35千円(定額)×22施設＝770千円 ・歯科技工所:35千円(定額)×75施設＝2,625千円 ④県内の病院、診療所(歯科含む)、助産所、歯科技工所	R7.1	R7.4以降
77	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関・高齢者施設等物価高騰対策臨時支援事業(医療機関等)※光熱費関係(R5補正分)	【No.76と2行に分けて記載】 ①エネルギー、食料品価格等の物価高騰の長期化により、光熱費等の負担増が継続していることから、県内の医療機関に応援金を支給し、県民が安心、安全で質の高い医療を受けられる体制を維持する。 ②報償費 ③ ・病院:4,381.9千円(※)×34施設≒148,983千円 ※1病院当たりの平均支給額 ・診療所(有床):271千円(※)×30施設＝8,130千円 ※1診療所当たりの平均支給額 ・診療所(無床・歯科):100千円(定額)×639施設＝63,900千円 ・助産所:35千円(定額)×22施設＝770千円 ・歯科技工所:35千円(定額)×75施設＝2,625千円 ④県内の病院、診療所(歯科含む)、助産所、歯科技工所	R7.1	R7.3
78	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関・高齢者施設等物価高騰対策臨時支援事業(医療機関等)※食材費関係(R6補正分)	【No.79と2行に分けて記載】 ①エネルギー、食料品価格等の物価高騰の長期化により、食材費等の負担増が継続していることから、県内の医療機関に物価高騰対策応援金を支給し、県民が安心、安全で質の高い医療を受けられる体制を維持する。 ②報償費 ③ ・病院:587千円(※)×34施設＝19,958千円 ※1病院当たりの平均支給額 ・診療所(有床):37千円(※)×30施設≒1,114千円 ※1診療所当たりの平均支給額 ④県内の病院、診療所(有床)	R7.1	R7.4以降

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
79	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関・高齢者施設等物価高騰対策臨時支援事業(医療機関等)※食材費関係(R5補正分)	【No.78と2行に分けて記載】 ①エネルギー、食料品価格等の物価高騰の長期化により、食材費等の負担増が継続していることから、県内の医療機関に物価高騰対策応援金を支給し、県民が安心、安全で質の高い医療を受けられる体制を維持する。 ②報償費 ③ ・病院:587千円(※)×34施設=19,958千円 ※1病院当たりの平均支給額 ・診療所(有床):37千円(※)×30施設=1,114千円 ※1診療所当たりの平均支給額 ④県内の病院、診療所(有床)	R7.1	R7.3
80	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策支援事業(医療機関)※薬局分(11月補正分)(R6補正分)	【No.81と2行に分けて記載】 ①エネルギー等の価格高騰が継続しているが、医療機関等は国が定める公的価格(診療報酬等)により経営が行われており高騰分を価格転嫁することができないことから緊急的な支援を実施し、安心・安全で質の高い医療の提供を維持する。 ②報償費 ③薬局:35千円×272施設=9520千円 ④県内の薬局 ※保険薬局に限る	R7.1	R7.4以降
81	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関等物価高騰対策支援事業(医療機関)※薬局分(11月補正分)(R5補正分)	【No.80と2行に分けて記載】 ①エネルギー等の価格高騰が継続しているが、医療機関等は国が定める公的価格(診療報酬等)により経営が行われており高騰分を価格転嫁することができないことから緊急的な支援を実施し、安心・安全で質の高い医療の提供を維持する。 ②報償費 ③薬局:35千円×272施設=9520千円 ④県内の薬局 ※保険薬局に限る	R7.1	R7.3
82	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども食堂運営費高騰対策支援事業(R6補正分)	【No.83と2行に分けて記載】 ①物価高騰の影響を受けているこどもの居場所(子ども食堂)に対して、光熱水費や食材費の引き上げにより上昇した運営費の一部を補助することにより、子ども食堂の運営を支援する。 ②会場に要する経費、食事提供に要する経費 ③光熱水費15,719円、食材費34,781円の合計51千円(千円未満切上げ) 51千円(1施設あたり)×100箇所 ④子ども食堂等実施団体	R7.1	R7.4以降
83	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	子ども食堂運営費高騰対策支援事業(R5補正分)	【No.82と2行に分けて記載】 ①物価高騰の影響を受けているこどもの居場所(子ども食堂)に対して、光熱水費や食材費の引き上げにより上昇した運営費の一部を補助することにより、子ども食堂の運営を支援する。 ②会場に要する経費、食事提供に要する経費 ③光熱水費15,719円、食材費34,781円の合計51千円(千円未満切上げ) 51千円(1施設あたり)×100箇所 ④子ども食堂等実施団体	R7.1	R7.3
84	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立学校等物価高騰対策支援事業(R6補正分)	【No.85と2行に分けて記載】 ①物価高騰が長期化し、厳しい運営環境にある県内の私立中学校及び高等学校、各種学校等について、必要な予算措置を講じること、学びの継続を支援する。 ②報償費 ③■学校規模に応じた定額支援 高等学校(大規模) 1,000千円×3校 高等学校(中規模) 500千円×1校 高等学校(小規模) 200千円×4校 中学校 200千円×3校 ■学校寮を設置している私立高等学校分 250千円/校×5校=1,250千円 ■各種学校分 自動車学校100千円/校×9校+その他各種学校50千円/校×4校=1,100千円 ■フリースクール分 50千円/施設×9施設=450千円 合計7,700千円 ④私立中学校及び高等学校、学校寮を設置している私立高等学校、各種学校及びフリースクールの設置者	R6.12	R7.4以降
85	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	私立学校等物価高騰対策支援事業(R5補正分)	【No.84と2行に分けて記載】 ①物価高騰が長期化し、厳しい運営環境にある県内の私立中学校及び高等学校、各種学校等について、必要な予算措置を講じること、学びの継続を支援する。 ②報償費 ③■学校規模に応じた定額支援 高等学校(大規模) 1,000千円×3校 高等学校(中規模) 500千円×1校 高等学校(小規模) 200千円×4校 中学校 200千円×3校 ■学校寮を設置している私立高等学校分 250千円/校×5校=1,250千円 ■各種学校分 自動車学校100千円/校×9校+その他各種学校50千円/校×4校=1,100千円 ■フリースクール分 50千円/施設×9施設=450千円 合計7,700千円 ④私立中学校及び高等学校、学校寮を設置している私立高等学校、各種学校及びフリースクールの設置者	R6.12	R7.3

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
86	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業(保育施設等)(R6補正分)	【No.87と2行に分けて記載】 ①食料品価格等の物価高騰の影響が継続する中、保育施設は国が定める公定価格により経営されており、高騰分を価格転嫁することが困難であることから、安心・安全で質の高いサービスの提供を維持するため、県内保育施設に対して応援金を支給する。 ②報償費 ③1施設当たり、2.1千円／児童・人×14,100名(児童数)≒30,000千円 ④県内に所在する保育施設を運営する法人(公立施設を除く)	R7.1	R7.4以降
87	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業(保育施設等)(R5補正分)	【No.86と2行に分けて記載】 ①食料品価格等の物価高騰の影響が継続する中、保育施設は国が定める公定価格により経営されており、高騰分を価格転嫁することが困難であることから、安心・安全で質の高いサービスの提供を維持するため、県内保育施設に対して応援金を支給する。 ②報償費 ③1施設当たり、2.1千円／児童・人×14,100名(児童数)≒30,000千円 ④県内に所在する保育施設を運営する法人(公立施設を除く)	R7.1	R7.3
88	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業(児童養護施設等)(R6補正分)	【No.89と2行に分けて記載】 ①物価高騰の影響を受けている児童養護施設等に対して、光熱水費や食材費の引き上げにより上昇した運営費の一部を補助することにより、児童養護施設等の運営を支援する。 ②光熱水費及び食糧費 ③児童養護施設等 入所施設:16千円(児童1人当たり)×257名 12千円(児童等1人当たり)×191名(世帯) 通所施設:4千円(児童1人当たり)×13名 DV被害者等支援施設:18千円(1施設当たり) ※対象施設数は非公表 ④児童養護施設等	R7.1	R7.4以降
89	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業(児童養護施設等)(R5補正分)	【No.88と2行に分けて記載】 ①物価高騰の影響を受けている児童養護施設等に対して、光熱水費や食材費の引き上げにより上昇した運営費の一部を補助することにより、児童養護施設等の運営を支援する。 ②光熱水費及び食糧費 ③児童養護施設等 入所施設:16千円(児童1人当たり)×257名 12千円(児童等1人当たり)×191名(世帯) 通所施設:4千円(児童1人当たり)×13名 DV被害者等支援施設:18千円(1施設当たり) ※対象施設数は非公表 ④児童養護施設等	R7.1	R7.3
90	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業(障がい児福祉施設)(R6補正分)	【No.91と2行に分けて記載】 ①食料品価格等の物価高騰の影響が継続する中、原則として、障がい児施設は国が定める公的価格により経営が行われており高騰分を価格転嫁することに困難が伴う。安心・安全で質の高いサービスの提供を維持するため、県内障がい児施設に対して応援金を支給する。 ②報償費 ③以下サービス種別毎に算出 入所系:事業所数1 定員14名 1事業所当たり175千円+定員1名あたり10千円 175千円×1事業所+10千円×14名=315千円 通所系:事業所数126 定員1,260名 1事業所あたり27千円+定員1名あたり2千円 27千円×126事業所+2千円×1,260名=5,922千円 訪問系:事業所数70 1事業所あたり35千円 35千円×70事業所=2,450千円 ④鳥取県内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する法人	R7.1	R7.4以降
91	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療・社会福祉・保育施設等物価高騰対策支援事業(障がい児福祉施設)(R5補正分)	【No.90と2行に分けて記載】 ①食料品価格等の物価高騰の影響が継続する中、原則として、障がい児施設は国が定める公的価格により経営が行われており高騰分を価格転嫁することに困難が伴う。安心・安全で質の高いサービスの提供を維持するため、県内障がい児施設に対して応援金を支給する。 ②報償費 ③以下サービス種別毎に算出 入所系:事業所数1 定員14名 1事業所当たり175千円+定員1名あたり10千円 175千円×1事業所+10千円×14名=315千円 通所系:事業所数126 定員1,260名 1事業所あたり27千円+定員1名あたり2千円 27千円×126事業所+2千円×1,260名=5,922千円 訪問系:事業所数70 1事業所あたり35千円 35千円×70事業所=2,450千円 ④鳥取県内に所在する障害福祉サービス事業所等を運営する法人	R7.1	R7.3
92	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	軽費老人ホーム運営費補助事業(R6補正分)	【No.93と2行に分けて記載】 ①物価高騰等への対応として、軽費老人ホームにおける人件費の増加額を支援し、軽費老人ホームの安定した施設運営や安心・安全で質の高いサービスの提供を維持する。 ②人件費 ③各施設の人件費の5%×軽費老人ホーム21施設=22,002千円 ④県内の軽費老人ホーム	R6.4	R7.4以降

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
93	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	軽費老人ホーム運営費補助事業(R5補正分)	【No.92と2行に分けて記載】 ①物価高騰等への対応として、軽費老人ホームにおける人件費の増加額を支援し、軽費老人ホームの安定した施設運営や安心・安全で質の高いサービスの提供を維持する。 ②人件費 ③各施設の人件費の5%×軽費老人ホーム21施設＝22,002千円 ④県内の軽費老人ホーム	R6.4	R7.3
94	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス料金高騰対策支援事業(R6補正分)	【No.95と2行に分けて記載】 ①LPガス料金が高騰しているため、LPガス販売事業者を通じて一般消費者等の負担軽減を図る。 ②LPガス料金値下げを行う事業者への値下げ相当額の補助金 ③1契約当たり1,200円×最大14万契約 間接補助事業者(LPガス協会)事務費2,000千円×1者 LPガス販売事業者システム改修費150千円×20者 LPガス販売事業者事務費50千円×110者(事業者定額)、100円×14万契約(事業者加算分) ④LPガス料金値下げを行うLPガス販売事業者と間接補助事務を行う者者への事務費補助	R6.12	R7.4以降
95	③消費下支え等を通じた生活者支援	LPガス料金高騰対策支援事業(R5補正分)	【No.94と2行に分けて記載】 ①LPガス料金が高騰しているため、LPガス販売事業者を通じて一般消費者等の負担軽減を図る。 ②LPガス料金値下げを行う事業者への値下げ相当額の補助金 ③1契約当たり1,200円×最大14万契約 間接補助事業者(LPガス協会)事務費2,000千円×1者 LPガス販売事業者システム改修費150千円×20者 LPガス販売事業者事務費50千円×110者(事業者定額)、100円×14万契約(事業者加算分) ④LPガス料金値下げを行うLPガス販売事業者と間接補助事務を行う者者への事務費補助	R6.12	R7.3
96	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	公衆浴場原油価格高騰対策事業(R6補正分)	【No.97と2行に分けて記載】 ①物価高騰の影響による燃料費・電気料金の高騰を、物価統制令による入浴料金の指定があり価格に転嫁できない一般公衆浴場に対し燃料費・電気料金の助成を行い、適切な管理運営の確保を図る。(市町村間接補助金) ②浴場運営に使用した燃料費・電気料金高騰対策として市町村が一般公衆浴場に対する補助に要した経費への補助金 ③1,031千円 【補助金1】 小計288千円 12.5千円×2施設、37.5千円×3施設、75千円×2施設 一般公衆浴場の年間電気使用量に応じた以下の額について市町村が補助を行った額の1/2の額 (ア)100,000kWh以上 150千円／浴場 対象見込2浴場 (イ)50,000kWh以上 75千円／浴場 対象見込3浴場 (ウ)50,000kWh未満 25千円／浴場 対象見込2浴場 【補助金2】 小計743千円 45千円×2施設、68千円×1施設、450千円×1施設、135千円×1施設 一般公衆浴場の令和7年1月1日から同年3月31日までに負担した燃料費等(湯の加温に要する電気料金を含む。))について1施設900千円以内で市町村が補助を行った額の1/2の額 ④一般公衆浴場を営む事業者	R7.1	R7.4以降
97	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	公衆浴場原油価格高騰対策事業(R5補正分)	【No.96と2行に分けて記載】 ①物価高騰の影響による燃料費・電気料金の高騰を、物価統制令による入浴料金の指定があり価格に転嫁できない一般公衆浴場に対し燃料費・電気料金の助成を行い、適切な管理運営の確保を図る。(市町村間接補助金) ②浴場運営に使用した燃料費・電気料金高騰対策として市町村が一般公衆浴場に対する補助に要した経費への補助金 ③1,031千円 【補助金1】 小計288千円 12.5千円×2施設、37.5千円×3施設、75千円×2施設 一般公衆浴場の年間電気使用量に応じた以下の額について市町村が補助を行った額の1/2の額 (ア)100,000kWh以上 150千円／浴場 対象見込2浴場 (イ)50,000kWh以上 75千円／浴場 対象見込3浴場 (ウ)50,000kWh未満 25千円／浴場 対象見込2浴場 【補助金2】 小計743千円 45千円×2施設、68千円×1施設、450千円×1施設、135千円×1施設 一般公衆浴場の令和7年1月1日から同年3月31日までに負担した燃料費等(湯の加温に要する電気料金を含む。))について1施設900千円以内で市町村が補助を行った額の1/2の額 ④一般公衆浴場を営む事業者	R7.1	R7.3
98	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	クリーニング業燃料費高騰対策事業(R6補正分)	【No.99と2行に分けて記載】 ①経費に占める燃料費の割合が高く、燃料費高騰の影響を特に大きく受けているクリーニング業を支援する。 ②燃料費(重油、灯油)の購入費用のうち高騰分(3か月分を限度)への補助金 ③1,635千円 15千円×109施設 使用している燃料に応じ、重油21円/リットル、灯油23円/リットル(令和5年11月補助単価の約半額)を使用量に乗じた額の1/2の額(1クリーニング所あたり上限15千円)。 ④県内でクリーニング所(取次所を除く)を開設している事業者	R7.1	R7.4以降
99	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	クリーニング業燃料費高騰対策事業(R5補正分)	【No.98と2行に分けて記載】 ①経費に占める燃料費の割合が高く、燃料費高騰の影響を特に大きく受けているクリーニング業を支援する。 ②燃料費(重油、灯油)の購入費用のうち高騰分(3か月分を限度)への補助金 ③1,635千円 15千円×109施設 使用している燃料に応じ、重油21円/リットル、灯油23円/リットル(令和5年11月補助単価の約半額)を使用量に乗じた額の1/2の額(1クリーニング所あたり上限15千円)。 ④県内でクリーニング所(取次所を除く)を開設している事業者	R7.1	R7.3

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
100	③消費下支え等を通じた生活者支援	犯罪から県民を守る緊急対策事業(R6補正分)	【No.101と2行に分けて記載】 ①不法に住居に侵入される強盗犯罪等による被害を未然に防止するため、犯行の標的となりやすい高齢者世帯に対し、自宅の防犯対策に係る費用の一部を助成する。 ②次の機器の購入・設置に要する経費 ・カメラ付きドアホン(録画機能有) ・防犯カメラ(屋外用・録画機能有) ・センサーライト(屋外用) ③82,500千円(上限額15,000円×5,500世帯) ④県内に居住する60歳以上の者(またはその同一世帯員)	R7.1	R7.4以降
101	③消費下支え等を通じた生活者支援	犯罪から県民を守る緊急対策事業(R5補正分)	【No.100と2行に分けて記載】 ①不法に住居に侵入される強盗犯罪等による被害を未然に防止するため、犯行の標的となりやすい高齢者世帯に対し、自宅の防犯対策に係る費用の一部を助成する。 ②次の機器の購入・設置に要する経費 ・カメラ付きドアホン(録画機能有) ・防犯カメラ(屋外用・録画機能有) ・センサーライト(屋外用) ③82,500千円(上限額15,000円×5,500世帯) ④県内に居住する60歳以上の者(またはその同一世帯員)	R7.1	R7.3
102	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	特別高圧電力料金高騰対策支援事業(R6補正分)	【No.103と2行に分けて記載】 ①電気代等のエネルギー価格高騰に対する国の支援制度の対象外となっている特別高圧電力契約利用事業者(県内中小事業者等)を対象に支援を行う。 ②補助金 ③150,000千円(1事業者あたり10,000千円×15事業者) ④特別高圧電力供給契約を行っている県内中小事業者等(大企業等は除く。)	R6.12	R7.4以降
103	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	特別高圧電力料金高騰対策支援事業(R5補正分)	【No.102と2行に分けて記載】 ①電気代等のエネルギー価格高騰に対する国の支援制度の対象外となっている特別高圧電力契約利用事業者(県内中小事業者等)を対象に支援を行う。 ②補助金 ③150,000千円(1事業者あたり10,000千円×15事業者) ④特別高圧電力供給契約を行っている県内中小事業者等(大企業等は除く。)	R6.12	R7.3
104	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	為替相場急変緊急対策特別金融支援事業(R6補正分)	【No.105と2行に分けて記載】 ①為替市場の乱高下によるエネルギー・原材料価格の高騰による影響を受ける県内中小企業者の資金繰りを支援する。 ②補助金 ③融資実行想定額30億円(最長3年間市町村と協調して最大無利子化を行うと想定して算出) 融資実行内容を10年返済、据置なし(120回返済)、元金均等返済と仮定し、融資実行時期を融資枠30億円各月均等に融資されたと仮定して、各月末の残高に補助率0.715%を乗じて算出 ④エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けた県内中小企業者等(市町村を通じた間接補助)	R7.1	R7.4以降
105	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	為替相場急変緊急対策特別金融支援事業(R5補正分)	【No.104と2行に分けて記載】 ①為替市場の乱高下によるエネルギー・原材料価格の高騰による影響を受ける県内中小企業者の資金繰りを支援する。 ②補助金 ③融資実行想定額30億円(最長3年間市町村と協調して最大無利子化を行うと想定して算出) 融資実行内容を10年返済、据置なし(120回返済)、元金均等返済と仮定し、融資実行時期を融資枠30億円各月均等に融資されたと仮定して、各月末の残高に補助率0.715%を乗じて算出 ④エネルギー・原材料価格高騰の影響を受けた県内中小企業者等(市町村を通じた間接補助)	R7.1	R7.3
106	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	賃上げ・価格適正化総合対策事業(R6補正分)	【No.107と2行に分けて記載】 ①物価高騰に負けることなく持続的に賃金引上げを実施できる県内経済の基盤を構築する。 ②補助金、委託費 ③補助金1,250,000(上限2,000～5,000千円×最大500事業者、上限5,000または15,000千円×最大40事業者)、広報・交付事務40,000千円、価格転嫁相談窓口8,000千円、セミナー開催8,000千円 ④県内に主たる事業所を有する中小企業者等	R6.12	R7.4以降

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
107	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	賃上げ・価格適正化総合対策事業(R5補正分)	【No.106と2行に分けて記載】 ①物価高騰に負けることなく持続的に賃金引上げを実施できる県内経済の基盤を構築する。 ②補助金、委託費 ③補助金1,250,000(上限2,000～5,000千円×最大500事業者、上限5,000または15,000千円×最大40事業者)、広報・交付事務40,000千円、価格転嫁相談窓口8,000千円、セミナー開催8,000千円 ④県内に主たる事業所を有する中小企業者等	R6.12	R7.3
108	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	運輸燃料・資材高騰に伴う物流の輸送能力安定化事業(R6補正分)	【No.109と2行に分けて記載】 ①物価高騰の厳しい状況下における「物流の2024年問題」の解決に向けて、県内運送事業者の輸送能力向上(トラック確保・省エネ化)を支援する。 ②[1]最大積載量がより大きいトラックへの買い替え経費の補助、[2]低燃費タイヤ等の導入に係る経費の補助 ③[1](補助率)定額(150千円/台)、(補助額)7,500千円(@150千円×50台)、[2](補助率)定額(2千円/本)、(補助額)6,000千円(@2千円×3,000本) ④鳥取県トラック協会(協会を通じた県内運送事業者が対象)	R7.1	R7.4以降
109	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	運輸燃料・資材高騰に伴う物流の輸送能力安定化事業(R5補正分)	【No.108と2行に分けて記載】 ①物価高騰の厳しい状況下における「物流の2024年問題」の解決に向けて、県内運送事業者の輸送能力向上(トラック確保・省エネ化)を支援する。 ②[1]最大積載量がより大きいトラックへの買い替え経費の補助、[2]低燃費タイヤ等の導入に係る経費の補助 ③[1](補助率)定額(150千円/台)、(補助額)7,500千円(@150千円×50台)、[2](補助率)定額(2千円/本)、(補助額)6,000千円(@2千円×3,000本) ④鳥取県トラック協会(協会を通じた県内運送事業者が対象)	R7.1	R7.3
110	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	「食パラダイス鳥取県」推進事業(地酒振興)(R6補正分)	【No.111と2行に分けて記載】 ①物価高騰の影響を受けた日本酒製造事業者の付加価値向上・売上げの回復を支援するための、日本酒のブランド力・認知度向上、販路開拓支援策を講じる。 ②「鳥取純米酒」普及キャンペーン1,500千円 酒のプロを対象とした県外(大阪)商談会の開催4,000千円 ③上記事業委託料 ④県内の日本酒製造事業者のため県内外の経験のある事業者に委託して実施。	R6.4	R7.4以降
111	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	「食パラダイス鳥取県」推進事業(地酒振興)(R5補正分)	【No.110と2行に分けて記載】 ①物価高騰の影響を受けた日本酒製造事業者の付加価値向上・売上げの回復を支援するための、日本酒のブランド力・認知度向上、販路開拓支援策を講じる。 ②「鳥取純米酒」普及キャンペーン1,500千円 酒のプロを対象とした県外(大阪)商談会の開催4,000千円 ③上記事業委託料 ④県内の日本酒製造事業者のため県内外の経験のある事業者に委託して実施。	R6.4	R7.2
112	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	世界に誇るべき「食パラダイス鳥取県」推進事業(燗焼グランプリ)(R6補正分)	【No.113と2行に分けて記載】 ①物価高騰の影響を受けた日本酒製造事業者の付加価値向上・売上げの回復を支援するための、日本酒のブランド力・認知度向上、販路開拓支援策を講じる。 ②「燗酒の聖地 鳥取」を全国に発信する「燗焼グランプリ」開催4,000千円 ③上記事業委託料 ④県内の日本酒製造事業者のため県内の経験のある事業者に委託して実施。	R6.6	R7.4以降
113	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	世界に誇るべき「食パラダイス鳥取県」推進事業(燗焼グランプリ)(R5補正分)	【No.112と2行に分けて記載】 ①物価高騰の影響を受けた日本酒製造事業者の付加価値向上・売上げの回復を支援するための日本酒のブランド力・認知度向上、販路開拓支援策を講じる。 ②「燗酒の聖地 鳥取」を全国に発信する「燗焼グランプリ」開催4,000千円 ③上記事業委託料 ④県内の日本酒製造事業者のため県内の経験のある事業者に委託して実施。	R6.6	R6.12

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
114	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	原油高対応省エネ農業機械・施設等導入支援事業(R6補正分)	【No.115と2行に分けて記載】 ①原油等の高騰の影響を受ける中核となる農業者等が、生産額や経営規模の拡大等に向けて取組む、省エネ対策機械・施設等の導入により経営改善を図る ②省エネ対策機械・施設の導入経費 ③乾燥調製施設等6箇所55,000千円 ④農業者	R6.12	R7.4以降
115	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	原油高対応省エネ農業機械・施設等導入支援事業(R5補正分)	【No.114と2行に分けて記載】 ①原油等の高騰の影響を受ける中核となる農業者等が、生産額や経営規模の拡大等に向けて取組む、省エネ対策機械・施設等の導入により経営改善を図る ②省エネ対策機械・施設の導入経費 ③乾燥調製施設等6箇所55,000千円 ④農業者	R6.12	R7.3
116	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業収入保険負担軽減緊急支援事業(R6補正分)	【No.117と2行に分けて記載】 ①物価高騰に伴う収入減少等への対策として農業収入保険の新規及び継続加入を推進し、経営の安定をもって地域農業の維持・発展を図る ②保険料補助 ③収入保険の新規加入者116名3,497千円 収入保険の継続加入者1884名9,863千円 ④鳥取県農業共済組合	R7.1	R7.4以降
117	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業収入保険負担軽減緊急支援事業(R5補正分)	【No.116と2行に分けて記載】 ①物価高騰に伴う収入減少等への対策として農業収入保険の新規及び継続加入を推進し、経営の安定をもって地域農業の維持・発展を図る ②保険料補助 ③収入保険の新規加入者116名3,497千円 収入保険の継続加入者1884名9,863千円 ④鳥取県農業共済組合	R7.1	R7.3
118	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	肥料価格高騰対策事業(R6補正分)	【No.119と2行に分けて記載】 ①地域資源(家畜排せつ物等)の活用促進を行うことで、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和し、あわせて「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」(令和5年3月策定)で掲げた化学肥料使用量2割低減に向けた取組の定着を図る。 ②地域資源を活用した堆肥等の利用における掛かり増し経費(運搬委託費・散布委託費) ③県内の堆肥等散布の想定面積 250ha(令和5年度実績より) 堆肥の運搬・散布を委託した場合の単価は5,610円/10a 1/3を補助金額とするため、5,610円/10a×1/3＝1,870円/10a≒2,000円/10a(補助上限) 20,000円/ha×250ha＝5,000,000円 ④農業者(農産物を生産し、販売する者)	R6.12	R7.4以降
119	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	肥料価格高騰対策事業(R5補正分)	【No.118と2行に分けて記載】 ①地域資源(家畜排せつ物等)の活用促進を行うことで、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和し、あわせて「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」(令和5年3月策定)で掲げた化学肥料使用量2割低減に向けた取組の定着を図る。 ②地域資源を活用した堆肥等の利用における掛かり増し経費(運搬委託費・散布委託費) ③県内の堆肥等散布の想定面積 250ha(令和5年度実績より) 堆肥の運搬・散布を委託した場合の単価は5,610円/10a 1/3を補助金額とするため、5,610円/10a×1/3＝1,870円/10a≒2,000円/10a(補助上限) 20,000円/ha×250ha＝5,000,000円 ④農業者(農産物を生産し、販売する者)	R6.12	R7.3

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
120	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産経営緊急救済事業(R6補正分)	【No.121と2行に分けて記載】 ①令和4年から急騰した輸入飼料価格や令和6年1～3月期以降の配合飼料価格安定基金の補てん金の発動がない等により増大した経費により、今後更に経営の悪化が見込まれることから、緊急的に支援をすることにより、本県の畜産経営の継続を図る。 ②(酪農家)令和3年度の1頭あたりの飼料価格を基準として、基準価格を超えた飼料代の一部を支援※配合飼料価格安定制度で補填される額を除く (養鶏農家)飼料価格の高騰により経営が悪化している農家について、配合飼料安定制度で補填される上限を超える農家負担の一部を支援 (養豚・肉用牛)牛・豚マルキンで経営補償されない1割部分を支援 ③(酪農家)単価60円/日・頭×対象頭数6100頭×90日×補助率1/2≒16、470千円 (養鶏農家)単価 10円/羽×4725千羽(出荷羽数換算)×1/3=47、250千円 (養豚・肉用牛)(既存部分の上乗せ:17,862千円) R7.1-3月黒毛和種:265円×825頭=218千円 乳用種:970円×600頭=582千円 豚 1034円×33000頭×1/4=17,061千円 (追加部分:10,992千円) R7.1-3月黒毛和種:8742円×825頭×1/4=1,802千円 乳用種:4506円×600頭×1/4=676千円 豚 1034円×33000頭×1/4=8,514千円 ④(酪農家)大山乳業農業協同組合(団体を通じた酪農家への支援) (養鶏農家)鳥取県養鶏協会等(団体を通じた養鶏農家への支援) (養豚・肉用牛)鳥取県畜産推進機構(団体を通じた養豚、肉牛農家への支援)	R7.1	R7.4以降
121	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	畜産経営緊急救済事業(R5補正分)	【No.120と2行に分けて記載】 ①令和4年から急騰した輸入飼料価格や令和6年1～3月期以降の配合飼料価格安定基金の補てん金の発動がない等により増大した経費により、今後更に経営の悪化が見込まれることから、緊急的に支援をすることにより、本県の畜産経営の継続を図る。 ②(酪農家)令和3年度の1頭あたりの飼料価格を基準として、基準価格を超えた飼料代の一部を支援※配合飼料価格安定制度で補填される額を除く (養鶏農家)飼料価格の高騰により経営が悪化している農家について、配合飼料安定制度で補填される上限を超える農家負担の一部を支援 (養豚・肉用牛)牛・豚マルキンで経営補償されない1割部分を支援 ③(酪農家)単価60円/日・頭×対象頭数6100頭×90日×補助率1/2≒16、470千円 (養鶏農家)単価 10円/羽×4725千羽(出荷羽数換算)×1/3=47、250千円 (養豚・肉用牛)(既存部分の上乗せ:17,862千円) R7.1-3月黒毛和種:265円×825頭=218千円 乳用種:970円×600頭=582千円 豚 1034円×33000頭×1/4=17,061千円 (追加部分:10,992千円) R7.1-3月黒毛和種:8742円×825頭×1/4=1,802千円 乳用種:4506円×600頭×1/4=676千円 豚 1034円×33000頭×1/4=8,514千円 ④(酪農家)大山乳業農業協同組合(団体を通じた酪農家への支援) (養鶏農家)鳥取県養鶏協会等(団体を通じた養鶏農家への支援) (養豚・肉用牛)鳥取県畜産推進機構(団体を通じた養豚、肉牛農家への支援)	R7.1	R7.3
122	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	鳥取和子牛市場向上緊急対策事業(R6補正分)	【No.123と2行に分けて記載】 ①物価高騰により、肥育農家が肥育素牛を買い控えるなど、和子牛価格が急落していることを受け、国の支援を受けてもなお発生する和牛繁殖農家の負担の一部を支援する。併せて、子牛価格を向上させるために、本県和子牛市場の市場性の向上を図る取組を支援する。 ②(繁殖経営維持対策)鳥取県の和子牛平均価格が発動基準(60万円)を下回った場合、国の補てんを除く差額の一部(新規種雄牛肥育素牛導入推進事業)新規県有種雄牛の産子で発育基準を満たした肥育素牛の導入、枝肉共励会等への出品による成績等データのフィードバックに対する支援 (新規県有種雄牛普及促進事業)令和6年度(R7.1月～)にせりに上場した新規種雄牛産子について基準価格(県外種雄牛産子の平均価格)との差額 ③(繁殖経営維持対策)31、823円×1、200頭 (新規種雄牛肥育素牛導入推進事業)150、000円×40頭 (新規県有種雄牛普及促進事業)191、913円×20頭 ④(繁殖経営維持対策)(公社)鳥取県畜産推進機構 (新規種雄牛肥育素牛導入推進事業)JA等 (新規県有種雄牛普及促進事業)JA等	R7.1	R7.4以降
123	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	鳥取和子牛市場向上緊急対策事業(R5補正分)	【No.122と2行に分けて記載】 ①物価高騰により、肥育農家が肥育素牛を買い控えるなど、和子牛価格が急落していることを受け、国の支援を受けてもなお発生する和牛繁殖農家の負担の一部を支援する。併せて、子牛価格を向上させるために、本県和子牛市場の市場性の向上を図る取組を支援する。 ②(繁殖経営維持対策)鳥取県の和子牛平均価格が発動基準(60万円)を下回った場合、国の補てんを除く差額の一部(新規種雄牛肥育素牛導入推進事業)新規県有種雄牛の産子で発育基準を満たした肥育素牛の導入、枝肉共励会等への出品による成績等データのフィードバックに対する支援 (新規県有種雄牛普及促進事業)令和6年度(R7.1月～)にせりに上場した新規種雄牛産子について基準価格(県外種雄牛産子の平均価格)との差額 ③(繁殖経営維持対策)31、823円×1、200頭 (新規種雄牛肥育素牛導入推進事業)150、000円×40頭 (新規県有種雄牛普及促進事業)191、913円×20頭 ④(繁殖経営維持対策)(公社)鳥取県畜産推進機構 (新規種雄牛肥育素牛導入推進事業)JA等 (新規県有種雄牛普及促進事業)JA等	R7.1	R7.3
124	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	省エネ林業機械等導入支援事業(R6補正分)	【No.125と2行に分けて記載】 ①物価高騰の影響により伐木搬出作業におけるコスト削減を目的とした低コスト施業体制を整備しようとする林業事業者等の機械化において、燃油高騰等が経営を圧迫していることから、省エネルギー機械の整備についても支援し、持続的な林業・木材経営を推進する。 ②機械導入に要する補助金47,750千円 ③林業機械6台、事業費=95,500千円 補助金額=47,750千円(補助率1/2) ④省エネルギー機械導入(5者、グラブプル等6台)	R6.12	R7.4以降

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
125	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	省エネ林業機械等導入支援事業(R5補正分)	【No.124と2行に分けて記載】 ①物価高騰の影響により伐木搬出作業におけるコスト削減を目的とした低コスト施業体制を整備しようとする林業事業体等の機械化において、燃油高騰等が経営を圧迫していることから、省エネルギー機械の整備についても支援し、持続的な林業・木材経営を推進する。 ②機械導入に要する補助金47,750千円 ③林業機械6台、事業費＝95,500千円 補助金額＝47,750千円(補助率1/2) ④省エネルギー機械導入(5者、グラブブル等6台)	R6.12	R7.3
126	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業者物価高騰対策事業(がんばる漁業者支援事業)(R6補正分)	【No.127と2行に分けて記載】 ①物価高騰の影響を受ける県内漁業者の漁業経営改善を支援するため、物価高騰対策予算により対策を講じる。 ②省エネ機関、漁船用機器の導入 ③7,254,585円＝6,587,919(省エネ機関補助)＋666,666(漁船用機器) ④以下の条件を満たす県内漁業者 ・20t未満の漁船漁業者 ・65歳以下の者(過去3年間に90日以上の出漁実績がある場合は、70歳以下) ・補助事業完了後、財産処分期間内は継続して90日/年以上出漁することを誓約する者	R6.4	R7.4以降
127	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	漁業者物価高騰対策事業(がんばる漁業者支援事業)(R5補正分)	【No.126と2行に分けて記載】 ①物価高騰の影響を受ける県内漁業者の漁業経営改善を支援するため、物価高騰対策予算により対策を講じる。 ②省エネ機関、漁船用機器の導入 ③7,254,585円＝6,587,919(省エネ機関補助)＋666,666(漁船用機器) ④以下の条件を満たす県内漁業者 ・20t未満の漁船漁業者 ・65歳以下の者(過去3年間に90日以上の出漁実績がある場合は、70歳以下) ・補助事業完了後、財産処分期間内は継続して90日/年以上出漁することを誓約する者	R6.4	R7.3
128	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	鳥取県県営境港水産施設事業特別会計繰出金(物価高騰対応)(R6補正分)	【No.129と2行に分けて記載】 ①物価高騰の影響から公の施設の適切な管理運営を図るため、物価高騰相当額の指定管理料に対する繰出金を増額する。 ②県営境港水産施設事業特別会計への繰出金(指定管理料への繰出金のうち、光熱費、人件費等の物価高騰分) ③光熱水費5,539千円、人件費4,237千円、その他経費5,843千円 ④境港水産物地方卸売市場	R6.4	R7.4以降
129	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	鳥取県県営境港水産施設事業特別会計繰出金(物価高騰対応)(R5補正分)	【No.128と2行に分けて記載】 ①物価高騰の影響から公の施設の適切な管理運営を図るため、物価高騰相当額の指定管理料に対する繰出金を増額する。 ②県営境港水産施設事業特別会計への繰出金(指定管理料への繰出金のうち、光熱費、人件費等の物価高騰分) ③光熱水費5,539千円、人件費4,237千円、その他経費5,843千円 ④境港水産物地方卸売市場	R6.4	R7.3
130	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	鳥取和牛東京出荷支援・ブランド強化対策事業(R6補正分)	【No.131と2行に分けて記載】 ①令和2年度以降物価高騰の影響により首都圏での「鳥取和牛」の販売が停滞している状況を打破するため、もう一度食肉卸売業者と連携した「鳥取和牛」の販路拡大に向けた取り組みを行う。 ②(1)東京市場出荷に係る運賃等の経費 (2)大規模共励会への参加に係る経費 (3)県内外で開催する共励会に係る経費 ③(1)2340千円 (2)795千円 (3)250千円 ④(1)JA (2)JA (3)鳥取県牛肉販売協議会	R6.4	R7.4以降
131	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	鳥取和牛東京出荷支援・ブランド強化対策事業(R5補正分)	【No.130と2行に分けて記載】 ①令和2年度以降物価高騰の影響により首都圏での「鳥取和牛」の販売が停滞している状況を打破するため、もう一度食肉卸売業者と連携した「鳥取和牛」の販路拡大に向けた取り組みを行う。 ②(1)東京市場出荷に係る運賃等の経費 (2)大規模共励会への参加に係る経費 (3)県内外で開催する共励会に係る経費 ③(1)2340千円 (2)795千円 (3)250千円 ④(1)JA (2)JA (3)鳥取県牛肉販売協議会	R6.4	R7.3

令和6年度 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
132	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	県立特別支援学校給食費等負担軽減事業(R6補正分)	【No.133と2行に分けて記載】 ①食材等の価格高騰が続く中、学校給食費、寄宿舎食費を引き上げざるを得ない県立学校の給食業務委託事業者等に対して、学校給食費等の引上げ額を支援することにより保護者の負担軽減を図る。 ②補助金 ③食材等の高騰に伴う学校給食費等の保護者負担増額分(教職員等分は除く) 3,500千円 ④県立学校の給食調理業務委託事業者等	R7.1	R7.4以降
133	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	県立特別支援学校給食費等負担軽減事業(R6補正分)	【No.132と2行に分けて記載】 ①食材等の価格高騰が続く中、学校給食費、寄宿舎食費を引き上げざるを得ない県立学校の給食業務委託事業者等に対して、学校給食費等の引上げ額を支援することにより保護者の負担軽減を図る。 ②補助金 ③食材等の高騰に伴う学校給食費等の保護者負担増額分(教職員等分は除く) 3,500千円 ④県立学校の給食調理業務委託事業者等	R7.1	R7.3